

不適切な事務処理等の公表について

伊賀市

(市県民税特別徴収税額通知書の誤送付について)

| | |
|-------|--|
| 発生日時 | 令和8年5月21日(木) |
| 事案内容 | <ul style="list-style-type: none">・5月21日(木)午後1時頃、市内事業所Aより市内事業所B分の市県民税特別徴収個人宛の税額通知書が届いた旨の入電があり、個人宛通知書410名分が誤送付されたことを覚知。・誤送付により事業所Bの従業員410名の氏名、住所、所属する事業所名が事業所Aに流出した。なお、個人宛通知書は圧着用紙により税情報は見えない状態となっている。・職員が事業所Aを訪問し、誤送付となった通知書を回収し、通知書の数量及び圧着用紙がはがされていないことを確認し、二次被害がないことを確認した。 |
| 今後の対応 | 今後委託事業者が手作業で行う大口事業者分については封緘せず、職員が中身を確認したうえで封緘することとする。 |
| 所管課 | 財務部課税課 電話番号：0595-22-9613 |